

○別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理に関する条例

(昭和53年2月2日)
条例第1号

改正	昭和53年4月1日	条例第8号	平成9年3月31日	条例第1号
	昭和56年4月1日	条例第5号	平成15年3月24日	条例第1号
	昭和60年4月1日	条例第1号	平成26年2月7日	条例第4号
	平成元年3月28日	条例第1号		
	平成3年7月29日	条例第1号		
	平成8年4月1日	条例第3号		

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第1項の規定に基づき、別杵速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「葬斎場」とは、火葬室、告別室及びこれらの附属施設をいう。

2 この条例において「住民」とは、別杵速見地域広域市町村圏事務組合構成市町に居住又は死亡時に居住していた者をいう。

(名称及び位置)

第3条 葬斎場の名称及び位置は、次のとおりとする。

名 称	位 置
別杵速見地域広域市町村圏事務組合 「秋草葬斎場」	速見郡日出町大字平道字秋草291-1

(職員)

第4条 葬斎場に場長及び必要な職員を置く。

(定休日)

第4条の2 葬斎場の定休日（以下「定休日」という。）は、1月1日とする。

(使用の許可)

第5条 葬斎場を使用しようとする者は、別杵速見地域広域市町村圏事務組合管理者

(別枠速見地域広域市町村圏事務組合葬斎場の設置及び管理に関する条例)

(以下「管理者」という。)の許可を受けなければならない。

(使用時間)

第6条 葬斎場の使用時間は、次に定めるとおりとする。

- (1) 火葬室の使用開始時間は、定休日を除き毎日11時、13時及び15時の3回とし、管理者において使用時間を定める。ただし、管理者において感染症予防上特に必要があると認めるときは、使用時間を変更することができる。
- (2) 安置室の使用時間は、申込みの都度管理者が定める。
- (3) 告別室の使用時間は、定休日を除き毎日9時から17時までの間において管理者が定める。

(使用料)

第7条 第5条の規定により使用の許可を受けた者(以下「使用者」という。)は、次に定める使用料を前納しなければならない。

施設 の名称	種 別	単 位	使 用 料		摘 要
			住 民 (イ)	住民以 外のもの (ロ)	
火葬室	12歳以上の遺体	1 体	円 5,000	円 15,000	1 「1個」とは、 縦45cm、横30cm、 高さ30cm以内のもの をいう。 2 告別室使用の場合 1時間を増すごとに20%増しの超 過使用料を徴収す る。
	12歳未満の遺体	1 体	3,000	10,000	
	生後1か月未満の 遺体	1 体	2,000	5,000	
	死産児	1 体	2,000	5,000	
	手術肢体及び袍衣 汚物	1 個	2,000	3,000	
	改葬に伴う再火葬	1 回	1,000	3,000	
安置室	遺体保管の場合	1体24時 間ごとに	1,020	2,050	
告別室	葬儀を行う場合	1回2時 間	10,280	25,710	

(使用料の還付)

第8条 既に納付した使用料は、還付しない。ただし、管理者において特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(使用料の減免)

第9条 管理者は、住民で生活保護法（昭和25年法律第144号）の適用を受けている者、その他特別の事情があると認める者については、使用料を減免することができる。

(目的外使用の禁止)

第10条 使用者は、葬斎場を許可の目的以外の目的に使用することができない。

(使用許可の取消し)

第11条 管理者は、次の各号のいずれかに該当するときは、使用の許可を取り消し、使用の制限をし、又は退去させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則に違反する者
- (2) 法令に違反する行為を行った者

(遺骨等の引取り)

第12条 遺骨及び遺物の引取りは、火葬終了の時とする。

- 2 前項に規定する日時に遺骨を引き取らないときは、管理者において必要な措置を行うことができる。

(損害賠償)

第13条 使用者は、葬斎場の施設及び設備を毀損し、又は滅失した場合は、管理者の定める損害額を賠償しなければならない。

- 2 管理者は、第11条の規定に基づく使用の許可の取消し等によって使用者が受けた損害については、賠償の責めを負わない。

(委任)

第14条 この条例の施行に関し必要な事項は、別に規則で定める。

附 則

この条例の施行期日は、規則で定める。（昭和53年3月規則第1号で、同53年4月1日から施行）

附 則（昭和53年4月1日条例第8号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和56年4月1日条例第5号）

この条例は、昭和56年5月1日から施行する。

附 則（昭和60年4月1日条例第1号）

この条例は、昭和60年6月1日から施行する。

附 則 (平成元年 3 月 28 日条例第 1 号)

(施行期日)

この条例は、平成元年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 3 年 7 月 29 日条例第 1 号)

(施行期日)

この条例は、平成 3 年 10 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 8 年 4 月 1 日条例第 3 号)

この条例は、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 9 年 3 月 31 日条例第 1 号)

この条例は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 15 年 3 月 24 日条例第 1 号)

この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 26 年 2 月 7 日条例第 4 号)

この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。